

## 長崎県知事管理漁獲可能量

### 7 漁振第 444 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和 7 年長崎県告示第 214 号の 2）の一部を次のように変更し、令和 7 年 12 月 24 日から適用する。なお、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表する。

また、長崎県資源管理方針別紙 1-1 第 5 及び同別紙 1-2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」について（長崎県くろまぐろ TAC 計画）（令和 7 年 12 月 24 日変更）第 3 の 2 に定める海区別かつ採捕の種類別の割当量は別紙のとおり。

令和 7 年 12 月 24 日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。

【くろまぐろ（小型魚）】 912.300 トン

【くろまぐろ（大型魚）】 424.200 トン

#### 2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。

【くろまぐろ（小型魚）】

長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 79.643 トン

長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 818.185 トン

【くろまぐろ（大型魚）】

長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 112.415 トン

長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 308.939 トン

(別紙)

① 小型魚 (単位：トン)

海区／採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	6.697	0.333	7.030
県北	40.247	21.679	61.926
五島	151.536	29.423	180.959
壱岐	<u>156.362</u>	9.832	<u>166.194</u>
対馬	463.343	18.376	481.719
小計	<u>818.185</u>	79.643	<u>897.828</u>

② 大型魚 (単位：トン)

海区／採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	1.426	2.202	3.628
県北	4.703	27.322	32.025
五島	6.172	34.987	41.159
壱岐	<u>285.282</u>	26.344	<u>311.626</u>
対馬	11.356	21.560	32.916
小計	<u>308.939</u>	112.415	<u>421.354</u>